

土木学会「土木技術者の倫理規定」改定の趣旨

1938 年（昭和 13 年）、土木学会は、「土木技術者の信条および実践要綱」を制定した。それは、第 23 代会長青山士の会長就任時の抱負を受けて検討された結果である。その目的は、土木技術者の品位を高め、技術者の矜持と権威を保ち、一方で青年技術者の指導方針とすることにあつた。また、土木の特徴である総合性や社会との深い関わりから、土木技術者の義務の遂行においては、公衆の安全、福利を最優先するという考えに基づくものである。明治維新以来、わが国の近代化に貢献してきた土木技術者が、その「技術者集団」としての要件を整える柱として、他学協会に先駆けて倫理規定を制定した高邁な見識は、我々の誇りとするところである。

1999 年（平成 11 年）、土木学会は、「土木技術者の信条および実践要綱」を、その基本的な精神を引き継ぎながら時代の要請に沿うものとして改定し、「土木技術者の倫理規定」を制定した。それは、20 世紀末の時代背景の影響によるもので、公共工事における不祥事に端を発した技術者への不信、技術に対する批判に 대응するとともに、地球環境問題への対応という新たな課題に応え、現在および将来の土木技術者が担うべき使命と責任の重大さを認識した結果である。

以来 10 年余が経過し、土木および土木学会を取り巻く環境は大きく変化した。国家財政の逼迫、少子高齢化、社会基盤の老朽化、地球温暖化と災害の巨大化、そして 2011 年 3 月 11 日の東日本大震災の発災である。マグニチュード 9.0、最大震度 7 の大地震、高さ 10m をはるかに超える巨大津波および原子力発電所事故により、2 万人を超える犠牲者が出た。深い悲しみと喪失感、土木技術者としての責任を果たすことのできなかつた悔恨と無念さとともに、人々と社会の安全を守る土木はどうあるべきかが問われた巨大災害である。

2014 年（平成 26 年）、土木学会は創立 100 周年を迎える。それを機に、土木の原点への回帰が求められているが、それは、土木 100 年の営為を振り返り、土木とは何か、土木技術者はどうあるべきかを考え、次の 100 年を展望することである。このような機会に、「美しい国土」「豊かな国土」そして「安全な国土」の構築、さらに、地球温暖化に対する緩和策および適応策としての持続可能な社会の構築という社会的使命を担う土木技術者にふさわしい倫理規定を模索することは意義のあることである。それは、土木事業を担う技術者、土木工学に関わる研究者等によって構成される土木技術者が、自己の社会的責任を認識し、それに基づいていかに行動すべきかを、自ら考えることができる規範を求めることである。

このような背景の下、土木学会は、「土木技術者の信条および実践要綱」以来の精神を引き継ぐとともに、公益社団法人として、社会に開かれた倫理規定を求め、「土木技術者の倫理規定」を改定した。

平成 26 年 5 月 9 日

土木技術者の倫理規定

（平成11年5月7日 制定
平成26年5月9日 改定）

倫理綱領

土木技術者は、
土木が有する社会および自然との深遠な関わりを認識し、
品位と名誉を重んじ、
技術の進歩ならびに知の深化および総合化に努め、
国民および国家の安寧と繁栄、
人類の福利とその持続的発展に、
知徳をもって貢献する。

行動規範

土木技術者は、

- （社会への貢献）
公衆の安寧および社会の発展を常に念頭におき、専門的知識および経験を活用して、総合的見地から公共的諸課題を解決し、社会に貢献する。
- （自然および文明・文化の尊重）
人類の生存と発展に不可欠な自然ならびに多様な文明および文化を尊重する。
- （社会安全と減災）
専門家のみならず公衆としての視点を持ち、技術で実現できる範囲とその限界を社会と共有し、専門を超えた幅広い分野連携のもとに、公衆の生命および財産を守るために尽力する。
- （職務における責任）
自己の職務の社会的意義と役割を認識し、その責任を果たす。
- （誠実義務および利益相反の回避）
公衆、事業の依頼者、自己の属する組織および自身に対して公正、不偏な態度を保ち、誠実に職務を遂行するとともに、利益相反の回避に努める。
- （情報公開および社会との対話）
職務遂行にあたって、専門的知見および公益に資する情報を積極的に公開し、社会との対話を尊重する。

7 (成果の公表)

事実に基づく客観性および他者の知的成果を尊重し、信念と良心にしたがって、論文および報告等による新たな知見の公表および政策提言を行い、専門家および公衆との共有に努める。

8 (自己研鑽および人材育成)

自己の徳目、教養および専門的能力の向上をはかり、技術の進歩に努めるとともに学理および実理の研究に励み、自己の人格、知識および経験を活用して人材を育成する。

9 (規範の遵守)

法律、条例、規則等の拠って立つ理念を十分に理解して職務を行い、清廉を旨とし、率先して社会規範を遵守し、社会や技術等の変化に応じてその改善に努める。